

分権推進ワーキンググループの検討状況（平成 20 年 10 月現在）

1 WG 設置の趣旨

岩手県分権推進会議で取り上げられた分権推進の課題のうち、各行政分野に横断的な課題、市町村・県に共通の課題について、市町村及び県の職員により課題解決の方策を研究し岩手県分権推進会議に提案するため、平成 20 年度に「分権推進ワーキンググループ」を設置。

【進捗について】

- 5：検討が終わり、最終報告に向けて微調整するもの。
- 4：検討がおよそ終わり、今後とりまとめるもの。
- 3：現在、検討を進めているもの。
- 2：今後、検討するもの。
- 1：検討がやや困難となっているもの。

【検討の状況、結論の方向】

- ・・・検討を終え、提案するもの
- ・・・検討中の主な意見
- ・・・検討にあたっての課題等

2 各ワーキンググループの検討状況

検討テーマ	論点	進捗	検討の状況、結論の方向	報告案の構成イメージ
A 共同処理WG リーダー：坊良主任主査 《検討テーマ》 市町村間、市町村と県の連携による効率的かつ効果的な事務処理について 地方分権が進展しているが、一方で、厳しい行政状況に直面する市町村は、一市町村単独では事務処理が困難になっている場合がある。そこで、権限移譲した事務や従来市町村が行ってきた事務について、市町村が相互に、または、県と市町村が連携して事務処理を行うことにより効率性や住民サービスを向上させることはできないか、その場合の県の役割は何かを検討する。	市町村間の広域連携による事務処理の可能性 市町村と県の連携、庁舎の共同利用の可能性 市町村、県を通じた望ましい総合行政のあり方	3 3 2	地方自治法に基づく共同処理区分（機関の共同設置、事務委託、一部事務組合等）ごとに本県の事例と他県の事例を調査（比較）。上記の事例調査の結果から「共同処理区分」ごとのメリットやデメリットなどを整理し「どのような事務」が「どのような共同処理になじむ」かについて検討。 「市町村間」「県と市町村間」それぞれの共同処理に相応しい事務（場合）を検討。 本県で共同処理を検討すべき分野について提言	1 共同処理に係る本県と他県の状況 2 共同処理になじむ事務 3 市町村間と県と市町村間それぞれの共同処理にふさわしい事務について 4 今後、検討の必要な共同処理事務（提案）
B 専門職員WG リーダー：千葉主任主査 《検討テーマ》 専門職員の人材育成と確保について 専門性の高い事務権限の移譲等により、県・市町村において専門職員の確保や育成が課題となっていることから、専門職員の育成や効率的な配置について検討する。	専門職員の人材育成のあり方、県と市町村の共同研修 専門性の水準確保 専門職員の効率的な配置（共同処理等） 専門職員の確保（県職員OBの活用等）	5 5 5 5	現在の派遣方法の検証を踏まえ、事務定着の効果的な方法について次のように検討。 研修や専門人材の育成方法をメニュー化し計画的に事務定着を図る必要。 移譲した事務の定着を検証する仕組の構築が必要。 化学職のように市町村で専門職員の確保が困難な分野については、理工学部出身の市町村職員を複数発掘し、継続的に専門職員を確保する方法が望まれる。 交流派遣制度を活用し、権限移譲前の研修や移譲後のさらなる事務の定着を図る。	1 移譲事務の定着及び人材の育成・確保に向けた新たな職員派遣のあり方 2 ポイント式一括移譲の見直し 3 県と市町村の人事交流のさらなる活用等 4 広域連合への県職員派遣による専門職員の活用

検討テーマ	論点	進捗	検討の状況、結論の方向	報告案の構成イメージ
C 政策法務WG リーダー：鈴木主査 《検討テーマ》 自治体における政策法務能力の向上について 地方分権が進展していく中で、自治体が地域の実態に応じた政策を推進するためには、国の法令を地域に適合して運用するための条例を制定するなど、自治立法権の積極的な活用が不可欠であることから、その実現に向けた具体的方策を検討する。	自治体の政策法務能力向上の仕組み	4	自治体職員が自治立法権を活用するための環境づくりの方策として、県からの事例提供の仕組みづくりや、市町村間の連携強化が考えられる。 自治体が地域の施策に合致した条例を制定するための仕組みとして、政策法務担当部署の新設又は強化、条例担当部署における法規審査体制の強化、現場職員の条例制定への関与、住民参画による行政運営などが考えられる。 市町村が条例審査を体感できるような取組みはできないか。	1 自治立法権を活用し地域の施策に合致した条例を制定するための仕組みづくり 2 自治基本条例制定の意義等、自治基本条例の活用と課題 3 市町村の政策法務能力向上の支援方策
	分権型社会における自治基本条例の意義等	4	自治基本条例の制定目的にふさわしいプロセスとして、住民が参加・議論すること、自治体が目指す姿や市民参加のデザインを明確にすることが大切。 自治基本条例の意義としては、自治体の行為規範でありプログラムであること、住民と行政の関係を実体的に規定すること、行政・住民・議会の相互関係を確認すること、条例の体系化と総合計画の位置づけを明確化すること、住民と行政が「まちづくり」を共有することなどが考えられる。 自治基本条例制定の課題として、宣言型・理念型の場合、条例形式をとる必要がない、立法事実の把握が困難、自治基本条例の必要性を行政と住民の双方が認識することが難しいこと、最高法規性が持てるかどうか疑義があること、との意見があった。	
	法環境を最大限生かして施策推進する市町村の支援方策	4	自治体職員の政策法務能力向上のための支援策として、体系的・継続的な研修体制の構築と、法務担当職員が参加する勉強会、法務担当者の人事交流などが考えられる。 県の支援が可能な分野としては、市町村域により区分され市町村間の競合が生じない分野（土地利用、景観保全、中心市街地等）、広域での取組が必要な分野（産業廃棄物、水質保全等）、専門的な分野（税の滞納処理等）が対象となりうる。 市町村条例の適用を優先することは可能だが、高知県土地基本条例のような機能が求められる分野は、なかなか想定されない（他県の事例も見当たらない）。 法律レベルの規制を考慮する必要がある（産業廃棄物や水質保全等）。	
D 諸課題検討WG リーダー：小原主任主査 報告者：松本主任主査 《検討テーマ》 地方分権を推進するうえでの諸課題について 地方分権を推進するうえでの、国と自治体の関係の諸課題について検討する。	国と自治体の協議の場について	3	現行の制度を検証し、課題と対応方法について次のとおり検討。 現状では、国との協議の場として、政府主催全国知事会議や国・地方の定期意見交換会などが開催されているほか、地方自治法第263条に基づく情報提供制度や意見提出制度があるが、意思決定過程に参画する仕組になっておらず不十分。 さらに、地方六団体では、地方に関わる事項についての政府の政策形成に係る国と地方の協議の場として、(仮)地方行財政会議の法律による設置を求めている。	1 (仮)地方行財政会議の法律による設置に向けた、地方六団体との連携のあり方 2 調査報告を公開・共有する仕組み
	自治体の要望・提言に対する国の解答義務の制度化	3	最終的には、分権改革の推進により地方の自己決定権を高め、国との協議をなくすことが本来の姿であるが、早期実現は不透明。 よって、当面は、地方六団体等とも連携して、協議の場の実現を目指すことが現実的。	
	国の外郭団体で分権推進の支障事例と解決策	1	具体的な検討対象について、引き続き、情報収集する。	
	国から県、県から市町村への調査報告のルール化	3	調査の重複を避け、簡素化するためにルール化は必要であり、県と市町村が求める情報をデータベース化する方策を今後検討。	
	調査報告を公開・共有する仕組みについて	3	このため、北上市や滝沢村等の事例を調査し、調査頻度、重複調査の有無を把握。	

専門職員WG 中間報告

専門職員の人材育成と確保について（概要版）

H20.11.5 専門職員WG

